

議案書

令和7年12月

第4回定例会

松山市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
議案 9 6	令和 7 年度松山市一般会計補正予算（第 4 号）		1
9 7	令和 7 年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第 2 号）		5
9 8	令和 7 年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）		7
9 9	令和 7 年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）		9
1 0 0	令和 7 年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）		1 1
1 0 1	令和 7 年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）		1 3
1 0 2	令和 7 年度松山市勤労者福祉サービスセンター事業特別会計補正予算（第 1 号）		1 5
1 0 3	令和 7 年度松山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）		1 7
1 0 4	令和 7 年度松山市一般会計補正予算（第 5 号）		1 9
1 0 5	令和 7 年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第 3 号）		2 9
1 0 6	令和 7 年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）		3 1
1 0 7	令和 7 年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）		3 3
1 0 8	令和 7 年度松山市勤労者福祉サービスセンター事業特別会計補正予算（第 2 号）		3 5
1 0 9	令和 7 年度松山市水道事業会計補正予算（第 1 号）		3 7
1 1 0	令和 7 年度松山市下水道事業会計補正予算（第 1 号）		3 9
1 1 1	松山市新庁舎整備デザインビル事業者選定審査会条例の制定について		4 1
1 1 2	松山市火災予防条例及び松山市火入れに関する条例の一部改正について		4 3
1 1 3	松山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について		4 7
1 1 4	松山市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部改正について		5 1
1 1 5	松山市自転車競走実施条例の一部改正について		5 3
1 1 6	松山市愚陀佛庵に係る指定管理者の指定について		5 5
1 1 7	中島B&G海洋センター及び西中島多目的広場に係る指定管理者の指定について		5 7
1 1 8	松山中央公園プールに係る指定管理者の指定について		5 9
1 1 9	松山市中之川地下駐車場等に係る指定管理者の指定について		6 1
1 2 0	工事請負契約の変更について（松山市斎場再整備に伴う造成工事）		6 3
1 2 1	工事請負契約の締結について（千舟町空港線道路整備工事（その 1））		6 5

122	工事請負契約の変更について（松山市駅前広場大屋根整備ほか工事）		67
123	工事請負契約の変更について（松山中央公園多目的競技場走路改修工事）		69
124	工事委託契約の締結について（松山駅高架下北側駐輪場整備工事）		71
125	工事委託契約の変更について（松山市駅前広場整備事業に伴う伊予鉄道花園線軌道移設工事）		73
126	市道路線の認定及び廃止について		75
127	市営土地改良事業（ため池等整備事業（北梅本新池地区））の施行について		91
128	市営土地改良事業（ため池等整備事業（久谷倉谷地区））の施行について		95
129	市営土地改良事業（ため池等整備事業（谷町大谷地区））の施行について		99

(追加提出予定分)

議案番号	件名	議決結果	ページ
	教育委員会委員の任命に関し同意を求めることがありますについて		
	松山市、東温市共有山林組合議会議員の選任に関し同意を求めることがありますについて		

令和7年度松山市一般会計補正予算（第4号）

令和7年度松山市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ554,367千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ240,776,923千円とする。
- 2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月28日提出

松山市長　野　志　克　仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 地方消費税交付金		13,000,000 千円	253,000 千円	13,253,000 千円
	1 地方消費税交付金	13,000,000	253,000	13,253,000
12 地方交付税		27,900,000	300,000	28,200,000
	1 地方交付税	27,900,000	300,000	28,200,000
16 国庫支出金		56,049,420	1,324	56,050,744
	2 国庫補助金	9,984,847	1,324	9,986,171
22 諸収入		9,057,465	43	9,057,508
	5 雜入	5,111,400	43	5,111,443
歳 入 合 計		240,222,556	554,367	240,776,923

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		844,228 千円	1,096 千円	845,324 千円
	1 議会費	844,228	1,096	845,324
2 総務費		18,091,609	554,129	18,645,738
	1 総務管理費	13,826,277	472,209	14,298,486
	2 徴稅費	2,264,168	52,178	2,316,346

	3 戶籍住民基本台帳費	1,235,650	18,361	1,254,011
	4 選舉費	294,851	259	295,110
	5 統計調査費	350,778	7,072	357,850
	6 監査委員費	119,885	4,050	123,935
3 民生費		123,267,956	49,402	123,317,358
	1 社會福祉費	55,390,583	△ 24,773	55,365,810
	2 児童福祉費	45,868,085	75,934	45,944,019
	3 生活保護費	22,009,288	△ 1,759	22,007,529
4 衛生費		16,910,263	△ 38,269	16,871,994
	1 保健衛生費	3,479,600	△ 13,396	3,466,204
	2 保健所費	6,244,568	17,764	6,262,332
	3 清掃費	7,186,095	△ 42,637	7,143,458
6 農林水產業費		3,582,166	△ 7,219	3,574,947
	1 農業費	1,137,774	△ 12,414	1,125,360
	2 農業土木費	1,606,695	4,915	1,611,610
	3 林業費	404,544	△ 106	404,438
	4 水產業費	433,153	386	433,539
7 商工費		8,246,666	△ 23,614	8,223,052
	1 商工費	6,413,154	△ 10,034	6,403,120
	2 觀光費	1,833,512	△ 13,580	1,819,932

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土木費		23,108,668 千円	13,237 千円	23,121,905 千円
	1 土木管理費	863,641	978	864,619
	2 道路橋梁費	3,464,900	△ 37,551	3,427,349
	3 河川費	1,032,162	△ 3,044	1,029,118
	4 港湾費	765,887	3,313	769,200
	5 都市計画費	13,013,841	18,992	13,032,833
	6 住宅費	3,163,675	10,267	3,173,942
	7 公園緑地費	804,562	20,282	824,844
9 消防費		5,871,878	85,520	5,957,398
	1 消防費	5,871,878	85,520	5,957,398
10 教育費		22,393,649	△ 79,915	22,313,734
	1 教育総務費	2,428,901	6,258	2,435,159
	4 幼稚園費	291,188	△ 1,965	289,223
	5 社会教育費	3,671,548	9,214	3,680,762
	6 保健体育費	8,587,470	△ 93,422	8,494,048
歳 出 合 計		240,222,556	554,367	240,776,923

令和7年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ27,792千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,690,668千円とする。
- 2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月28日提出

松山市長　野　志　克　仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市競輪事業特別会計）

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 競輪収入		31,001,886 千円	△ 27,485 千円	30,974,401 千円
	2 車券発売金	31,000,000	△ 27,485	30,972,515
6 諸収入		1,009,764	△ 307	1,009,457
	1 雜入	1,009,764	△ 307	1,009,457
歳 入 合 計		33,718,460	△ 27,792	33,690,668

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 競輪費		33,417,460 千円	△ 27,792 千円	33,389,668 千円
	1 開催費	33,417,460	△ 27,792	33,389,668
歳 出 合 計		33,718,460	△ 27,792	33,690,668

議案第98号

令和7年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

令和7年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ62,061千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,963,339千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月28日提出

松山市長　野　志　克　仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市国民健康保険事業勘定特別会計）

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰入金		5,027,815 千円	△ 62,061 千円	4,965,754 千円
	1 一般会計繰入金	5,027,815	△ 62,061	4,965,754
歳 入	合 計	52,025,400	△ 62,061	51,963,339

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		729,318 千円	△ 62,061 千円	667,257 千円
	1 総務管理費	668,347	△ 62,061	606,286
歳 出	合 計	52,025,400	△ 62,061	51,963,339

令和7年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,548千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,079,152千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月28日提出

松山市長　野　志　克　仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市介護保険事業特別会計）

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰入金		8,797,125 千円	△ 1,548 千円	8,795,577 千円
	1 一般会計繰入金	8,297,125	△ 1,548	8,295,577
歳 入	合 計	53,080,700	△ 1,548	53,079,152

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		1,108,300 千円	△ 1,548 千円	1,106,752 千円
	1 総務管理費	1,108,300	△ 1,548	1,106,752
歳 出	合 計	53,080,700	△ 1,548	53,079,152

令和7年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,720千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
1,360,320千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出
予算補正」による。

令和7年11月28日提出

松山市長　野　志　克　仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市道後温泉事業特別会計）

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 使用料及び手数料		944,239 千円	5,720 千円	949,959 千円
	1 使用料	937,039	5,720	942,759
歳 入	合 計	1,354,600	5,720	1,360,320

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 温泉事業費		1,158,742 千円	5,720 千円	1,164,462 千円
	1 温泉事業費	1,158,742	5,720	1,164,462
歳 出	合 計	1,354,600	5,720	1,360,320

令和7年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,463千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ935,163千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月28日提出

松山市長　野　志　克　仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市卸売市場事業特別会計）

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		323,053 千円	10,463 千円	333,516 千円
	1 一般会計繰入金	323,053	10,463	333,516
歳 入	合 計	924,700	10,463	935,163

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 卸売市場事業費		900,099 千円	10,463 千円	910,562 千円
	1 市場事業費	900,099	10,463	910,562
歳 出	合 計	924,700	10,463	935,163

令和7年度松山市勤労者福祉サービスセンター事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度松山市勤労者福祉サービスセンター事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
87,311千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出
予算補正」による。

令和7年11月28日提出

松山市長　野　志　克　仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市勤労者福祉サービスセンター事業特別会計）

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰越金		7,769 千円	11 千円	7,780 千円
	1 繰越金	7,769	11	7,780
歳 入	合 計	87,300	11	87,311

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 勤労者福祉サービスセンター事業費		86,300 千円	11 千円	86,311 千円
	1 勤労者福祉サービスセンター事業費	86,300	11	86,311
歳 出	合 計	87,300	11	87,311

令和7年度松山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和7年度松山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,165千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,884,465千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月28日提出

松山市長　野　志　克　仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市後期高齢者医療特別会計）

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		2,125,338 千円	9,165 千円	2,134,503 千円
	1 一般会計繰入金	2,125,338	9,165	2,134,503
歳 入	合 計	8,875,300	9,165	8,884,465

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		274,038 千円	9,165 千円	283,203 千円
	1 総務管理費	246,899	9,165	256,064
歳 出	合 計	8,875,300	9,165	8,884,465

令和7年度松山市一般会計補正予算（第5号）

令和7年度松山市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,899,714千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ242,676,637千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条　債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条　地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和7年11月28日提出

松山市長　野　志　克　仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		69,973,000 千円	1,537,000 千円	71,510,000 千円
	2 固定資産税	30,901,000	1,537,000	32,438,000
14 分担金及び負担金		762,327	2,200	764,527
	1 分担金	66,077	2,200	68,277
17 県支出金		19,823,322	26,400	19,849,722
	2 県補助金	4,518,761	26,400	4,545,161
20 繰入金		18,364,152	5,594	18,369,746
	1 基金繰入金	18,079,323	5,594	18,084,917
22 諸収入		9,057,508	8,020	9,065,528
	5 雜入	5,111,443	8,020	5,119,463
23 市債		13,948,300	320,500	14,268,800
	1 市債	13,948,300	320,500	14,268,800
歳 入 合 計		240,776,923	1,899,714	242,676,637

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		18,645,738 千円	109,850 千円	18,755,588 千円

	2 徵稅費	2,316,346	109,850	2,426,196
3 民生費		123,317,358	999,972	124,317,330
	1 社會福祉費	55,365,810	96,784	55,462,594
	2 兒童福祉費	45,944,019	369,847	46,313,866
	3 生活保護費	22,007,529	533,341	22,540,870
4 衛生費		16,871,994	43,026	16,915,020
	1 保健衛生費	3,466,204	41,600	3,507,804
	2 保健所費	6,262,332	1,426	6,263,758
7 商工費		8,223,052	90,188	8,313,240
	2 觀光費	1,819,932	90,188	1,910,120
8 土木費		23,121,905	577,998	23,699,903
	2 道路橋梁費	3,427,349	22,640	3,449,989
	3 河川費	1,029,118	55,700	1,084,818
	4 港灣費	769,200	300,016	1,069,216
	5 都市計畫費	13,032,833	199,642	13,232,475
10 教育費		22,313,734	78,680	22,392,414
	6 保健体育費	8,494,048	78,680	8,572,728
歲 出 合 計		240,776,923	1,899,714	242,676,637

第2表 債務負担行為補正（松山市一般会計）

1 追加

事　　項	期　　間	限　度　額
職 員 健 康 診 断 等 業 務 委 託	令和7年度～令和8年度	25,000 千円
広 報 ま つ や ま 発 行 事 業	令和7年度～令和8年度	82,300
広 報 ま つ や ま 等 配 送 事 業	令和7年度～令和10年度	232,600
デ 一 タ エ ン ト リ 一 業 務 委 託 (令 和 8 年 契 約 分)	令和7年度～令和9年度	32,800
松 山 市 愚 陀 佛 庵 指 定 管 理 委 託	令和7年度～令和10年度	53,700
文 学 賞 運 営 業 務 委 託	令和7年度～令和8年度	22,000
平 井 保 育 園 運 営 委 託	令和7年度～令和12年度	1,393,400

事　　項	期　　間	限　　度　　額
堀江保育園運営委託	令和7年度～令和12年度	845,000 千円
狂犬病予防業務委託	令和7年度～令和8年度	3,800
松山市営斎場火葬等業務委託	令和7年度～令和10年度	165,600
予防接種ワクチン供給業務委託	令和7年度～令和8年度	677,000
一般土地改良事業 (正岡改神良田)	令和7年度～令和8年度	5,000
クルーズ船受入等業務委託	令和7年度～令和8年度	11,200
道路安等城寺町事業 (道安等城寺町)	令和7年度～令和8年度	4,000
道路等管理事業 (河野中須賀)	令和7年度～令和8年度	4,000

事 項	期 間	限 度 額
生 活 道 路 整 備 事 業 (市 道 伊 台 33 号 線)	令和 7 年度～令和 8 年度	16,000 千円
生 活 道 路 整 備 事 業 (市 道 堀 江 93 号 線)	令和 7 年度～令和 8 年度	16,000
生 活 道 路 整 備 事 業 (市 道 桑 原 73 号 線)	令和 7 年度～令和 8 年度	18,000
安 全 歩 行 空 間 整 備 事 業 (市 道 高 浜 22 号 線)	令和 7 年度～令和 8 年度	17,000
河 川 水 路 管 理 事 業 (平 井 町)	令和 7 年度～令和 8 年度	3,000
河 川 水 路 管 理 事 業 (下 伊 台 町)	令和 7 年度～令和 8 年度	3,000
市 営 上 屋 維 持 管 理 事 業 (中 島 大 浦)	令和 7 年度～令和 8 年度	59,000
中 島 B & G 海 洋 センタ一 及 び 西 中 島 多 目 的 広 場 指 定 管 理 委 託	令和 7 年度～令和 10 年度	192,100

事 項	期 間	限 度 額
松山中央公園プール指定管理委託	令和7年度～令和10年度	1,191,600 千円

2 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
愚 陀 佛 庵 整 備 事 業	令和 7 年度～令和 8 年度	千円 53,000	令和 7 年度～令和 8 年度	千円 73,000

第3表 地方債補正（松山市一般会計）

1 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
道路建設等事業	千円 870,000	1 借入先 財務省、地方公共 団体金融機関その他 2 借入方法 普通貸借又は証券 発行の方法による。 3 借入時期 令和7年度。ただし工事又は財政の都合により起債額の全部若しくは一部を翌年度に繰り越し借り入れすることができる。	年5% 以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機関資金 等につい て、利率の 見直しを行 った後に おいては、 当該見直 後の利率。)	1 債還期限 30年以内(内据置 5年以内) 2 債還額及び財源 一般財源及び事業 収入等により元利均等 又は元金均等償還する。 ただし必要に応じ繰上 償還、償還期限の短縮 又は低利債に借換えす ることができる。 3 財務省、地方公共團 体金融機関その他より 借り入れる場合において 前各号の償還の方法が 借入先の融通条件に抵 触するときは、その融通 条件によることができる。	千円 880,000	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
河川等改修事業	40,000	同 上	同 上	同 上	60,000	同 上	同 上	同 上
港湾等建設事業	200,000	同 上	同 上	同 上	320,000	同 上	同 上	同 上
都市計画事業	2,810,000	同 上	同 上	同 上	2,990,000	同 上	同 上	同 上

議案第105号

令和7年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

令和7年11月28日提出

松山市長 野志克仁

第1表 債務負担行為補正（松山市競輪事業特別会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
松山中央公園多目的競技場宿舎管理業務委託	令和7年度～令和10年度	55,200 千円

議案第106号

令和7年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

令和7年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
(債務負担行為の補正)

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

令和7年11月28日提出

松山市長 野志克仁

第1表 債務負担行為補正（松山市国民健康保険事業勘定特別会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
特 定 保 健 指 導 業 務 委 託 (令 和 8 年 契 約 分)	令和7年度～令和9年度	20,800 千円

令和7年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56,365千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,135,517千円とする。
- 2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月28日提出

松山市長　野　志　克　仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市介護保険事業特別会計）

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 繰越金		0 千円	56,365 千円	56,365 千円
	1 繰越金	0	56,365	56,365
歳 入	合 計	53,079,152	56,365	53,135,517

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 諸支出金		251,882 千円	56,365 千円	308,247 千円
	1 償還金及び還付加算金	16,390	56,365	72,755
歳 出	合 計	53,079,152	56,365	53,135,517

令和7年度松山市勤労者福祉サービスセンター事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度松山市勤労者福祉サービスセンター事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91,311千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月28日提出

松山市長　野　志　克　仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市勤労者福祉サービスセンター事業特別会計）

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 会費収入		50,800 千円	2,740 千円	53,540 千円
	1 会費収入	50,800	2,740	53,540
3 繰越金		7,780	1,260	9,040
	1 繰越金	7,780	1,260	9,040
歳 入 合 計		87,311	4,000	91,311

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 勤労者福祉サービスセンター事業費		86,311 千円	4,000 千円	90,311 千円
	1 勤労者福祉サービスセンター事業費	86,311	4,000	90,311
歳 出 合 計		87,311	4,000	91,311

令和7年度松山市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度松山市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 令和7年度松山市水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
硬質塩化ビニル管等の更新・改良事業 (別府町ほか)	令和7年度から 令和8年度まで	千円 29,100

令和7年11月28日提出

松山市長 野志克仁

議案第110号

令和7年度松山市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度松山市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 令和7年度松山市下水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に、次のとおり追加する。

公共下水道

事 項	期 間	限 度 額
中央処理区管渠整備事業 (松末一丁目ほか)	令和7年度から 令和8年度まで	千円 10,500
西部処理区管渠整備事業 (久万ノ台)	令和7年度から 令和8年度まで	8,400
北部処理区管渠整備事業 (福角町)	令和7年度から 令和8年度まで	8,400

令和7年11月28日提出

松山市長 野志克仁

議案第111号

令和7年11月28日提出

松山市長 野志克仁

松山市新庁舎整備デザインビル事業者選定審査会条例について

松山市新庁舎整備デザインビル事業者選定審査会条例を次のように定める。

記

松山市新庁舎整備デザインビル事業者選定審査会条例

(設置)

第1条 本市の新庁舎をデザインビル方式（設計と施工を一括して発注する方式をいう。）により整備する事業者（次条において「事業者」という。）の公正かつ公平な選定に関する事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、本市に松山市新庁舎整備デザインビル事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、市長の諮問に応じ、事業者の選定に関する事項その他市長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審査会は、委員7人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
 - (2) 本市の職員
 - (3) 市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、委嘱し、又は任命した日から令和9年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 審査会に委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員

がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審査会は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

2 審査会は、関係者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(規則への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(失効)

2 この条例は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(提案理由)

新庁舎整備デザインビル事業者選定審査会を設置するため、本案を提出する。

令和7年11月28日提出

松山市長 野志克仁

松山市火災予防条例及び松山市火入れに関する条例の一部改正について

松山市火災予防条例及び松山市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市火災予防条例及び松山市火入れに関する条例の一部を改正する条例

(松山市火災予防条例の一部改正)

第1条 松山市火災予防条例（昭和37年条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2
－第29条の7）」を 「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（
第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）

第29条の2－第29条の7）

に改める。

」

第29条中「警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。
以下同じ。）」を加え、同条第3号中「または」を「又は」に改め、同条第4号中「ま
たは」を「又は」に、「附近」を「付近」に改め、同条第7号を削る。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」と
いう。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発するこ
とができる。

2 前項の規定により注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市
区域内にある者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければな
らない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の
努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条第6号」を「第45条第1項第6号」に改める。

第45条の見出し中「まぎらわしい」を「紛らわしい」に改め、同条第1号中「まぎらわしい煙または」を「紛らわしい煙又は」に改め、「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条第2号中「がん具」を「玩具」に、「または」を「又は」に改め、同条第3号中「, その他の」を「その他の」に改め、同条第4号中「または」を「又は」に改め、同条第5号中「およぼす」を「及ぼす」に改め、同条に次の1項を加える。

2 消防長又は消防署長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

(松山市火入れに関する条例の一部改正)

第2条 松山市火入れに関する条例（昭和59年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合に」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 強風注意報が発表されたとき。
- (2) 乾燥注意報が発表されたとき。
- (3) 火災警報が発令されたとき。
- (4) 林野火災に関する注意報が発令されたとき。
- (5) 林野火災の予防を目的とする愛媛県の情報であつて市長が別に定めるものが発表されたとき。

第13条第2項中「強風注意報、異常乾燥注意報若しくは火災警報が発令されたときに」を「前項各号のいずれかに該当するとき」に改める。

付 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(提案理由)

林野火災に関する注意報及び火入れの中止に係る規定を整備することで林野火災の予防の実効性を高めるため、本案を提出する。

議案第113号

令和7年11月28日提出

松山市長 野志克仁

松山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について

松山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

記

松山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

松山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第49号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（設備及び運営に関する基準）

第3条 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準は、次条から第7条までに定めるもののほか、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）（同令第8条、第10条、第12条及び第18条を除き、同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。

（放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第4条 放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）の職員は、常に自己研鑽^{さんざん}に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、少なくとも3月に1回、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（職員）

第5条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者（以下この項において「基礎資格者」という。）であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市長が行う研修を修了したもの（放課後児童健全育成事業者の職員であって、基礎資格者となった日（従事の開始前に基礎資格者となった者にあっては、従事を開始した日）から2年を経過する日までに当該研修を修了することを予定しているものを含む。）でなければならない。

(1) 保育士の資格を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

(6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

- (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適當と認めたもの
- (10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適當と認めたものの

4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1又は複数の放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（虐待等の禁止及び関係機関との連携等）

第6条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、虐待等を早期発見し、及び必要な措置を講じるため、関係機関と相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（開所時間及び日数）

第7条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定めるものとする。

- (1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間
- (2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき4時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、
1年につき260日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、小
学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定めるものとする。

(規則への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定め
る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（内閣府令）の改正に伴い、放課
後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を改正するため、本案を提出する。

議案第114号

令和7年11月28日提出

松山市長 野志克仁

松山市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部改正について

松山市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

松山市工場立地法に基づく準則を定める条例（平成25年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条の表第4種区域の項中「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」を「本市が愛媛県等と共同して作成した同意基本計画（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第6条に規定する同意基本計画をいう。）に重点促進区域（同法第4条第2項第4号に規定する重点促進区域をいう。）として定める中西外・北条辻地区（以下この表において「中西外・北条辻重点促進区域」という。），農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に改め、「工業等導入地区」の次に「のうち中西外・北条辻重点促進区域以外の区域」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく愛媛県基本計画に重点促進区域として定める中西外・北条辻地区について、緑地面積率及び環境施設面積率の基準を緩和するため、本案を提出する。

議案第115号

令和7年11月28日提出

松山市長 野志克仁

松山市自転車競走実施条例の一部改正について

松山市自転車競走実施条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市自転車競走実施条例の一部を改正する条例

松山市自転車競走実施条例（昭和37年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条中「50円以上において」及び「額とする」を削る。

付 則

この条例は、令和8年2月27日から施行する。

(提案理由)

松山中央公園多目的競技場の入場料を無料とするため、本案を提出する。

令和7年11月28日提出

松山市長 野志克仁

松山市愚陀佛庵に係る指定管理者の指定について

松山市愚陀佛庵に係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
松山市愚陀佛庵	松山市二番町四丁目6番地1

2. 指定管理者の名称 松山市本町一丁目1番1号

コンソーシアム番町

代表者 大西 康司

代表団体 松山市本町一丁目1番1号

南海放送株式会社

代表取締役 大西 康司

構成団体 松山市湊町四丁目7番地15

株式会社まちづくり松山

代表取締役 加戸 慎太郎

松山市来住町1458番地4

株式会社クロス・サービス

代表取締役 岡部 純二

松山市本町一丁目1番1号

RNB コーポレーション株式会社

代表取締役 谷川 彰子

3. 指定の期間 令和8年6月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

松山市愚陀佛庵に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法（抄）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

令和7年11月28日提出

松山市長 野志克仁

中島B&G海洋センター及び西中島多目的広場に係る指定管理者の指定について
中島B&G海洋センター及び西中島多目的広場に係る指定管理者を次のとおり指定する
ものとする。

記

1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
(1) 中島B&G海洋センター	松山市小浜甲1101番地1
(2) 西中島多目的広場	松山市饒甲147番地1

2. 指定管理者の名称 松山市湊町七丁目5番地

公益財団法人 松山市文化・スポーツ振興財団

理事長 本田 元広

3. 指定の期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

中島B&G海洋センター及び西中島多目的広場に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法（抄）

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第118号

令和7年11月28日提出

松山市長 野志克仁

松山中央公園プールに係る指定管理者の指定について

松山中央公園プールに係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
松山中央公園プール	松山市市坪西町625番地1

2. 指定管理者の名称 東京都新宿区西新宿三丁目2番26号

WAVE BASE えひめ

代表者 鈴木 茂

代表団体 東京都新宿区西新宿三丁目2番26号

Fun Space株式会社

代表取締役 鈴木 茂

構成団体 岡山県井原市高屋町267番地1

SEB体育企画株式会社

代表取締役 小山 光久

3. 指定の期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

松山中央公園プールに係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法（抄）

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなけ

ればならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第119号

令和7年11月28日提出

松山市長 野志克仁

松山市中之川地下駐車場等に係る指定管理者の指定について

松山市中之川地下駐車場等に係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
(1) 松山市中之川地下駐車場	松山市湊町三丁目地先 中之川通線地下
(2) 松山市上野町駐車場	松山市上野町甲819番地5
(3) 松山市小坂駐車場	松山市小坂五丁目地先 国道33号高架下
(4) 松山市永木町駐車場	松山市永木町一丁目地先 国道11号高架下
(5) 松山市中村駐車場	松山市中村一丁目地先 国道11号高架下
(6) 松山市保免駐車場	松山市保免上一丁目地先 国道56号高架下
(7) 松山市朝美駐車場	松山市朝美二丁目地先 松山市道 松山環状線西部高架下
(8) 松山市美沢駐車場	松山市美沢一丁目地先 松山市道 松山環状線西部高架下

2. 指定管理者の名称 神奈川県横浜市港北区菊名七丁目3番22号

アマノマネジメントサービス株式会社

代表取締役 中丸 幸夫

3. 指定の期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

松山市中之川地下駐車場等に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法（抄）

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第120号

令和7年11月28日提出

松山市長 野志克仁

工事請負契約の変更について

(松山市斎場再整備に伴う造成工事)

令和6年第2回定例会において議決を得た議案第89号松山市斎場再整備に伴う造成工事請負契約を次のとおり変更する。

記

区分	請負金額
変更前	9億6,360万円
変更後	9億4,952万8,800円

(提案理由)

工事請負契約書第25条第6項に基づく請負代金額の変更を行うとともに、建設発生土について、当初残土は全て特定事業場へ搬入することとしていたが、一部工事間流用が可能となったため、特定事業場への搬入数量を68,060m³から52,110m³に減じて減額変更を行うため、本件を提出する。

(参考照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第121号

令和7年11月28日提出

松山市長 野志克仁

工事請負契約の締結について

(千舟町空港線道路整備工事(その1))

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工事名 千舟町空港線道路整備工事(その1)

2. 施工場所 松山市千舟町八丁目外

3. 内容 工事延長 $L = 250.0\text{m}$

　　車道 $W = 13.0 (27.0)\text{m}$

　　ソイルセメント盛土工 1式

　　コンクリート取壟し 1式

　　アスファルト舗装工 1式

4. 請負人 松山市古三津六丁目6番30号

　　臨海建設株式会社

　　代表取締役 岩崎 真一郎

5. 請負金額 2億5,146万円

6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参考照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万

円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第122号

令和7年11月28日提出

松山市長 野志克仁

工事請負契約の変更について

(松山市駅前広場大屋根整備ほか工事)

令和7年第2回定例会において議決を得た議案第65号松山市駅前広場大屋根整備ほか工事請負契約を次のとおり変更する。

記

区分	請負金額
変更前	3億522万8,000円
変更後	2億9,292万100円

(提案理由)

別途発注予定の工事との兼ね合いにより、本工事で行う予定であった第5階段改修工事内のゲート部分を本工事範囲から除外し、減額変更を行うため、本件を提出する。

(参考照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第123号

令和7年11月28日提出

松山市長 野志克仁

工事請負契約の変更について

(松山中央公園多目的競技場走路改修工事)

令和6年第5回定例会において議決を得た議案第154号松山中央公園多目的競技場走路改修工事請負契約を次のとおり変更する。

記

区分	請負金額
変更前	8億3,088万5,000円
変更後	8億4,045万9,400円

(提案理由)

フィールド掘削の結果、撤去する天然芝の厚さが想定量より薄いことが判明したことから、処分量を1,010m³から900m³に減ずるほか、工事請負契約書第25条第6項に基づく請負代金額の変更により、増額変更を行うため、本件を提出する。

(参考照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和7年11月28日提出

松山市長 野志克仁

工事委託契約の締結について

(松山駅高架下北側駐輪場整備工事)

次のとおり工事委託契約を締結する。

記

1. 工事名 松山駅高架下北側駐輪場整備工事

2. 施工場所 松山市南江戸一丁目（松山駅予讃線鉄道高架下）

3. 内容 【建物概要】

構造：鉄骨造1層2段式

延床面積：757.34m²

敷地面積：925.46m²

駐輪台数：自転車499台 原付77台 計576台

建築工事 一式

電気工事 一式

4. 受託者 香川県高松市浜ノ町8番33号

四国旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 四之宮 和幸

5. 委託金額 3億1,889万円

6. 契約方法 隨意契約

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の委託契約であるから、条例の定めるところにより委託契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参考照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第125号

令和7年11月28日提出

松山市長 野志克仁

工事委託契約の変更について

(松山市駅前広場整備事業に伴う伊予鉄道花園線軌道移設工事)

令和6年第2回定例会において議決を得た議案第92号松山市駅前広場整備事業に伴う伊予鉄道花園線軌道移設工事委託契約を次のとおり変更する。

記

区分	委託金額
変更前	10億7,170万円
変更後	10億6,678万円

(提案理由)

レールや枕木などの資材の精算を行った結果、減額変更となるため、本件を提出する。

(参考照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和7年11月28日提出

松山市長 野志克仁

市道路線の認定及び廃止について

1. 次の路線を市道に認定する。

図面番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
1	市道 新玉 100号線	三番町八丁目	三番町八丁目	
2	市道 新玉 101号線	千舟町八丁目	三番町八丁目	
3	市道 味酒 145号線	辻町	辻町	
4	市道 桑原 307号線	松末二丁目	松末二丁目	
5	市道 垣生 219号線	東垣生町	東垣生町	
6	市道 潮見 146号線	吉藤二丁目	吉藤二丁目	
7	市道 余土 271号線	余戸南四丁目	余戸南四丁目	
8	市道 久米 269号線	北久米町	北久米町	
9	市道 石井 560号線	古川北一丁目	古川北一丁目	
10	市道 石井 561号線	古川西三丁目	古川西三丁目	
11	市道 石井 562号線	今在家四丁目	今在家四丁目	

2. 次の路線を廃止する。

図面番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
12	市道 柳原 2号線	柳原	柳原	

(提案理由)

図面番号1～3は松山駅周辺整備事業に伴い市道認定するもので、図面番号4～11は一般交通の用に供されている道路で地元からの申請に基づき市道認定するもので、図面番号12は市道椿団地内1号線との重複に伴い、市道の路線を廃止するため、道路法第8条及び第10条の規定により、本案を提出する。

(参 照)

道路法（抄）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

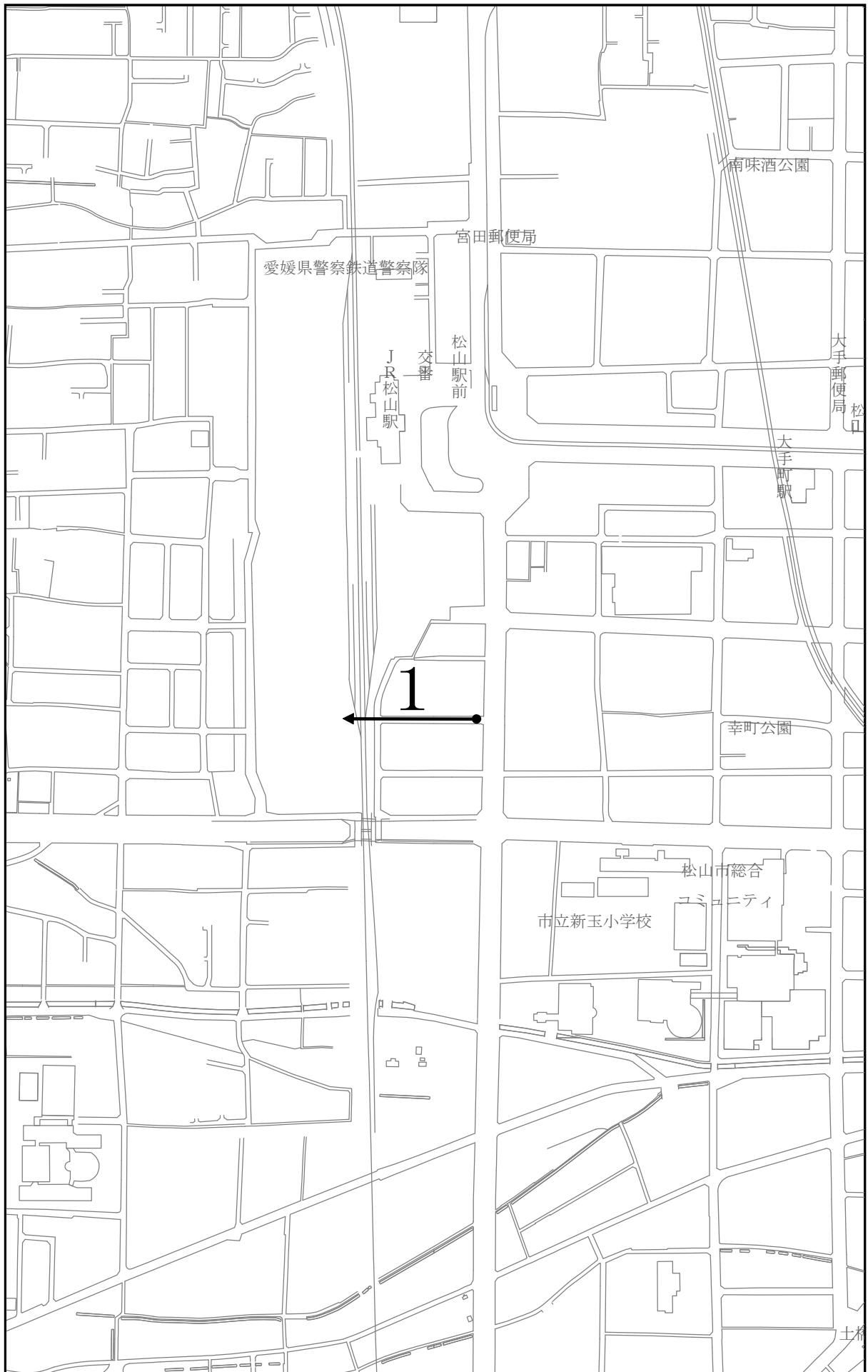
第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

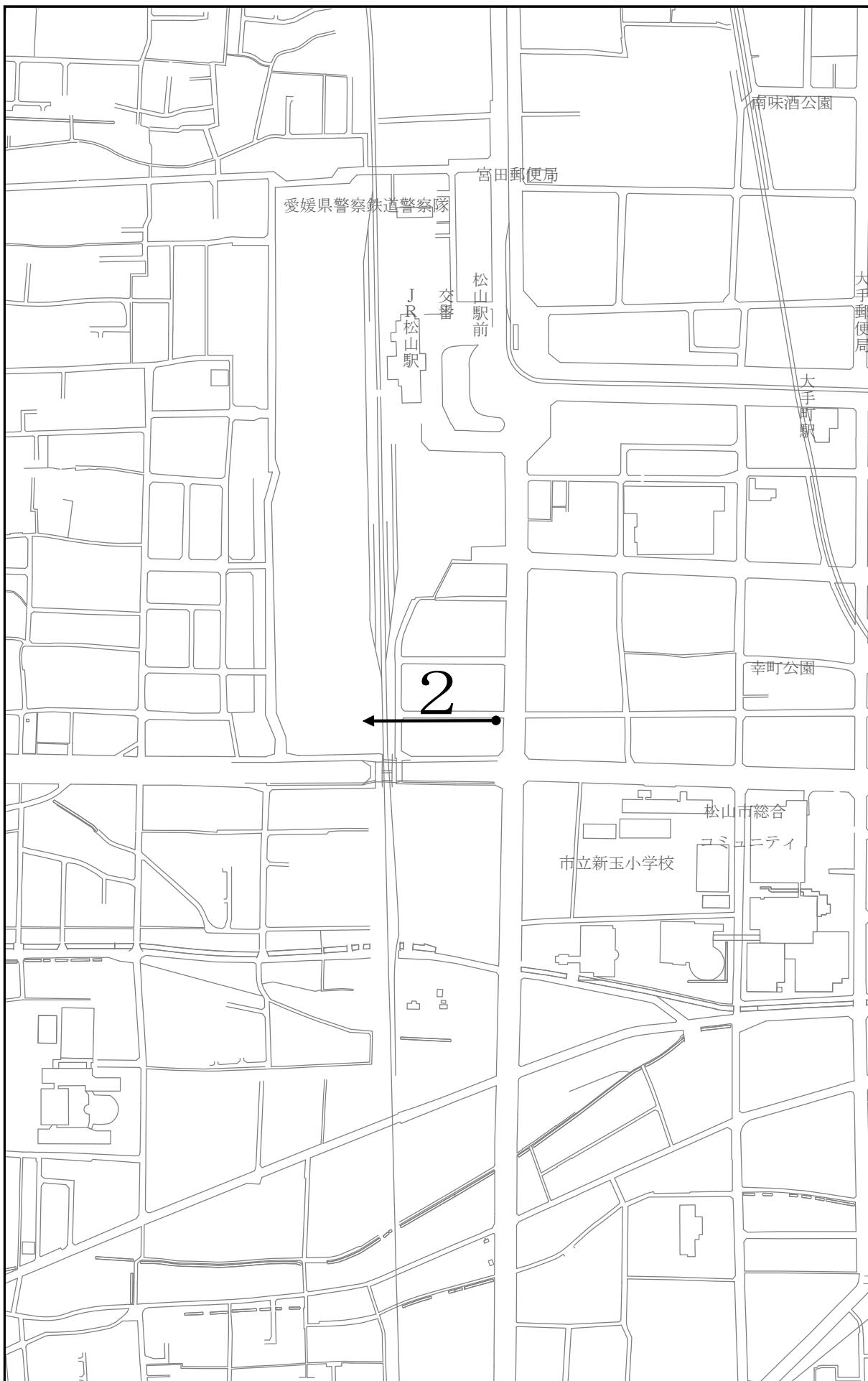
2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

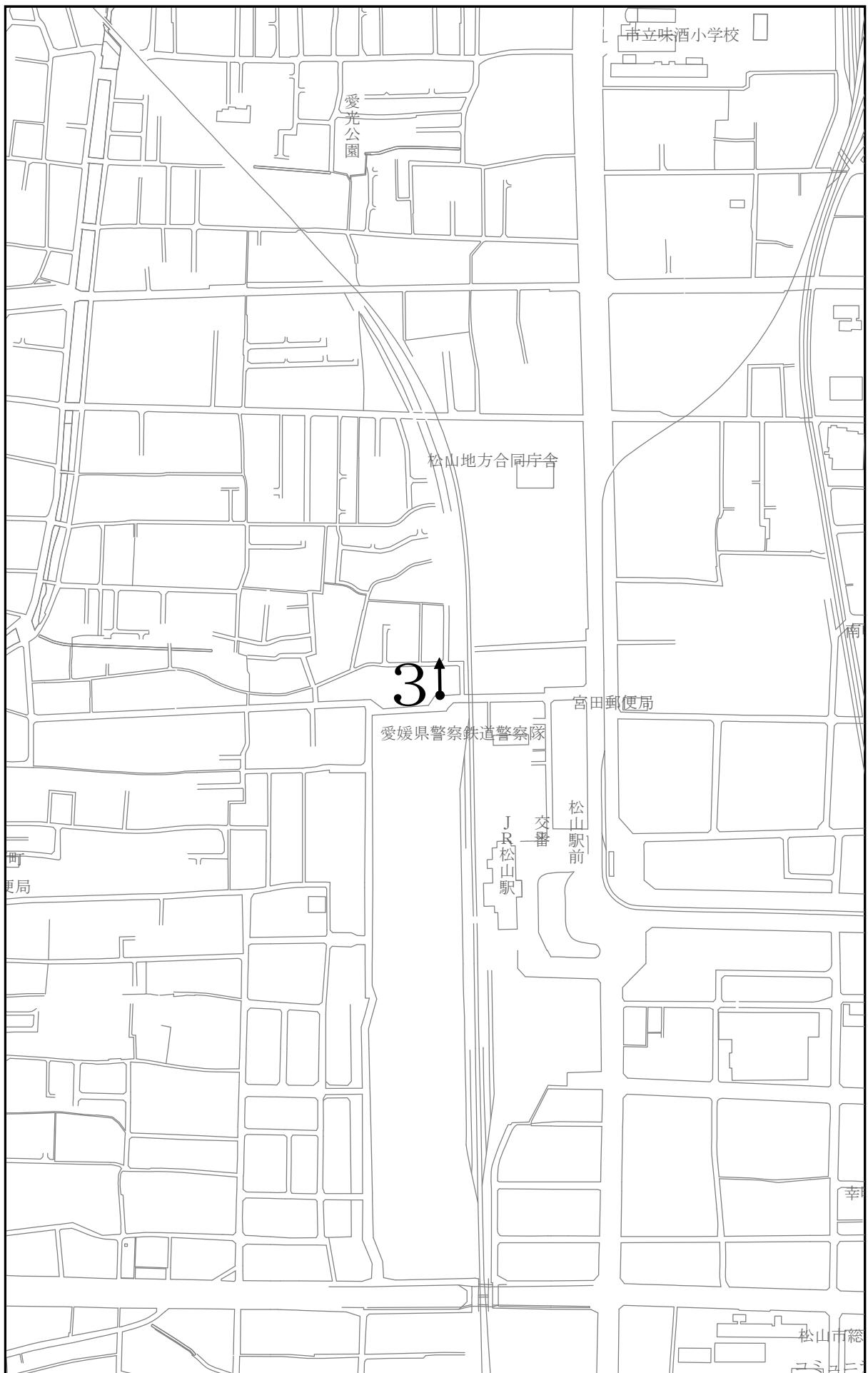
（路線の廃止又は変更）

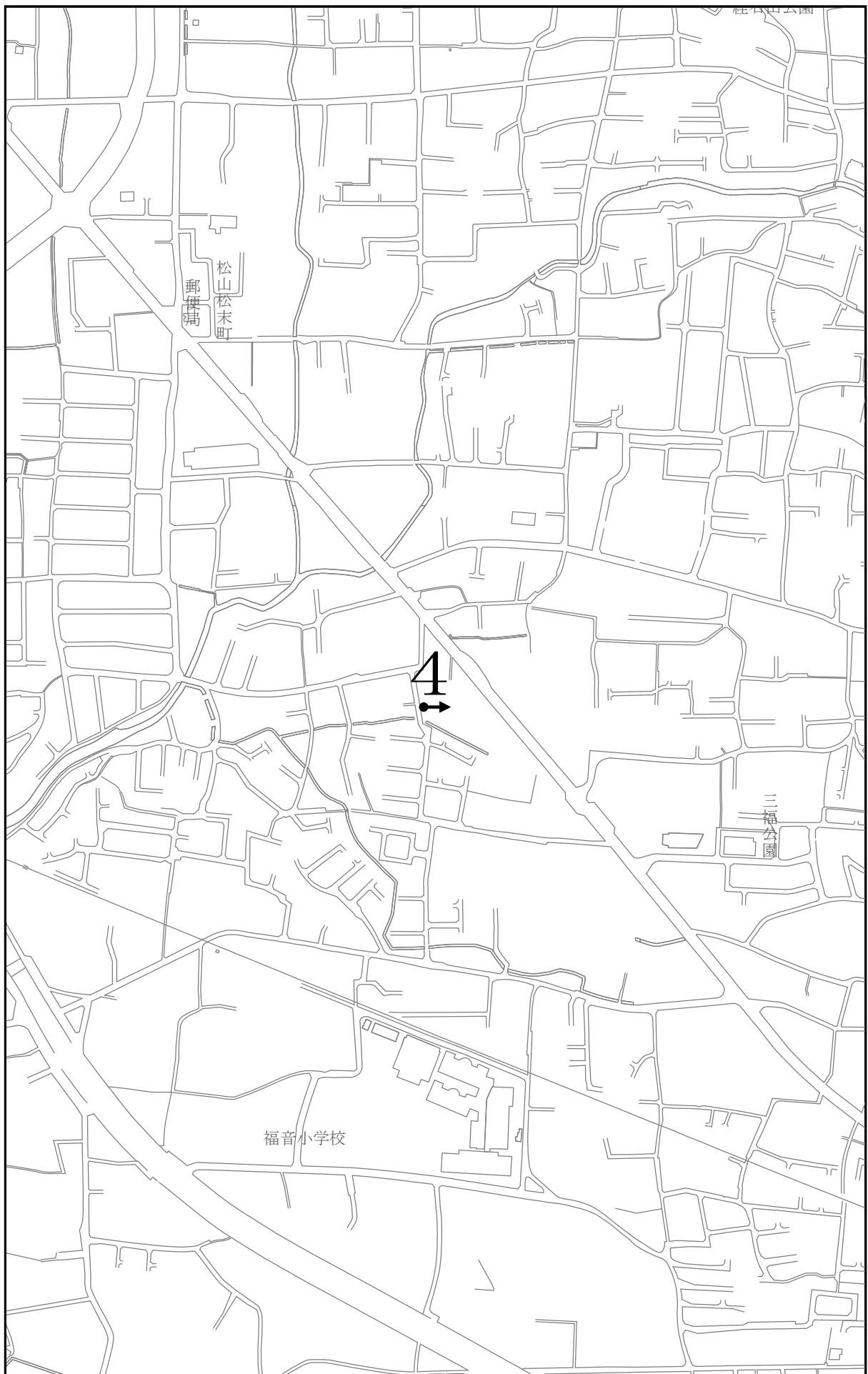
第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

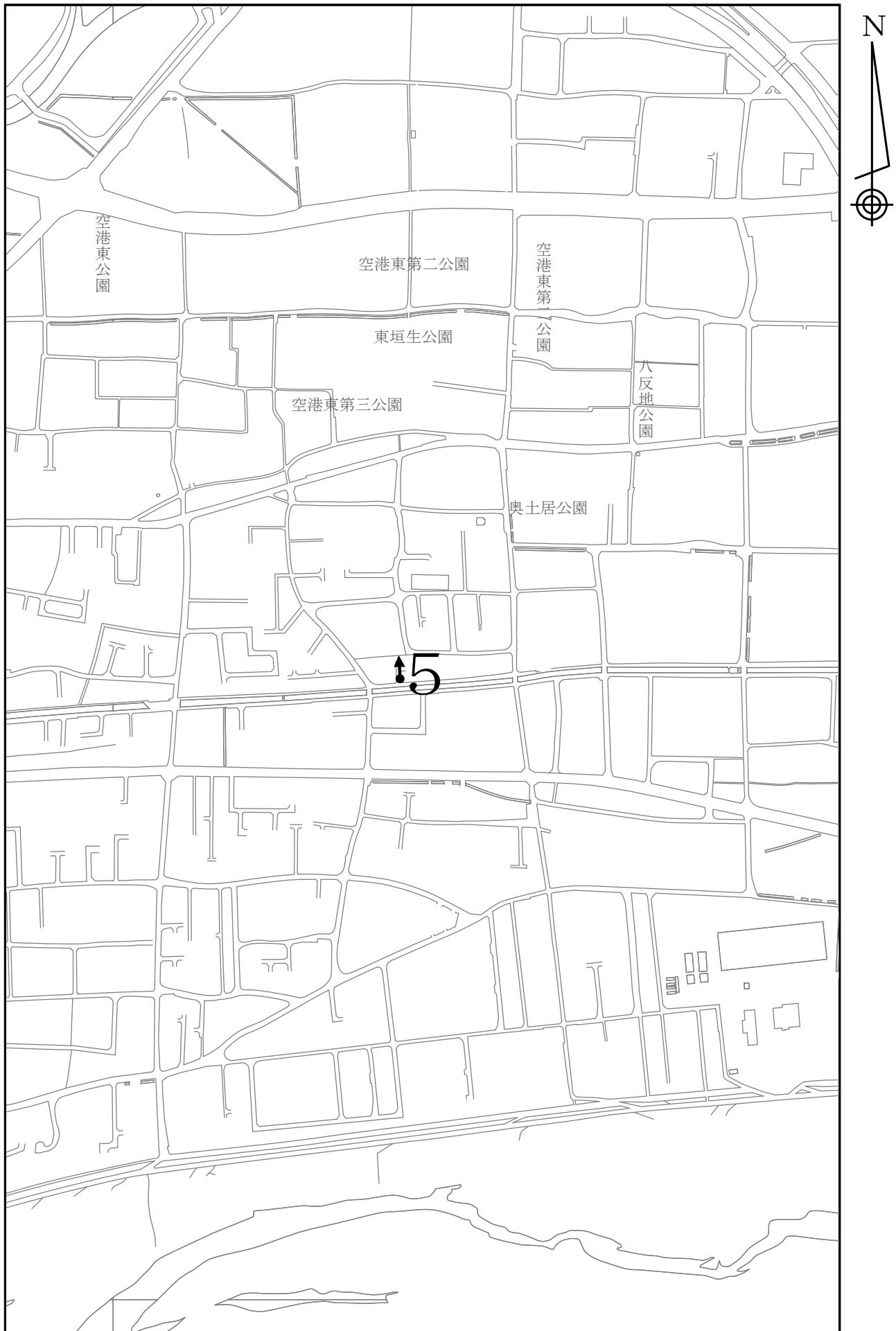
3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。







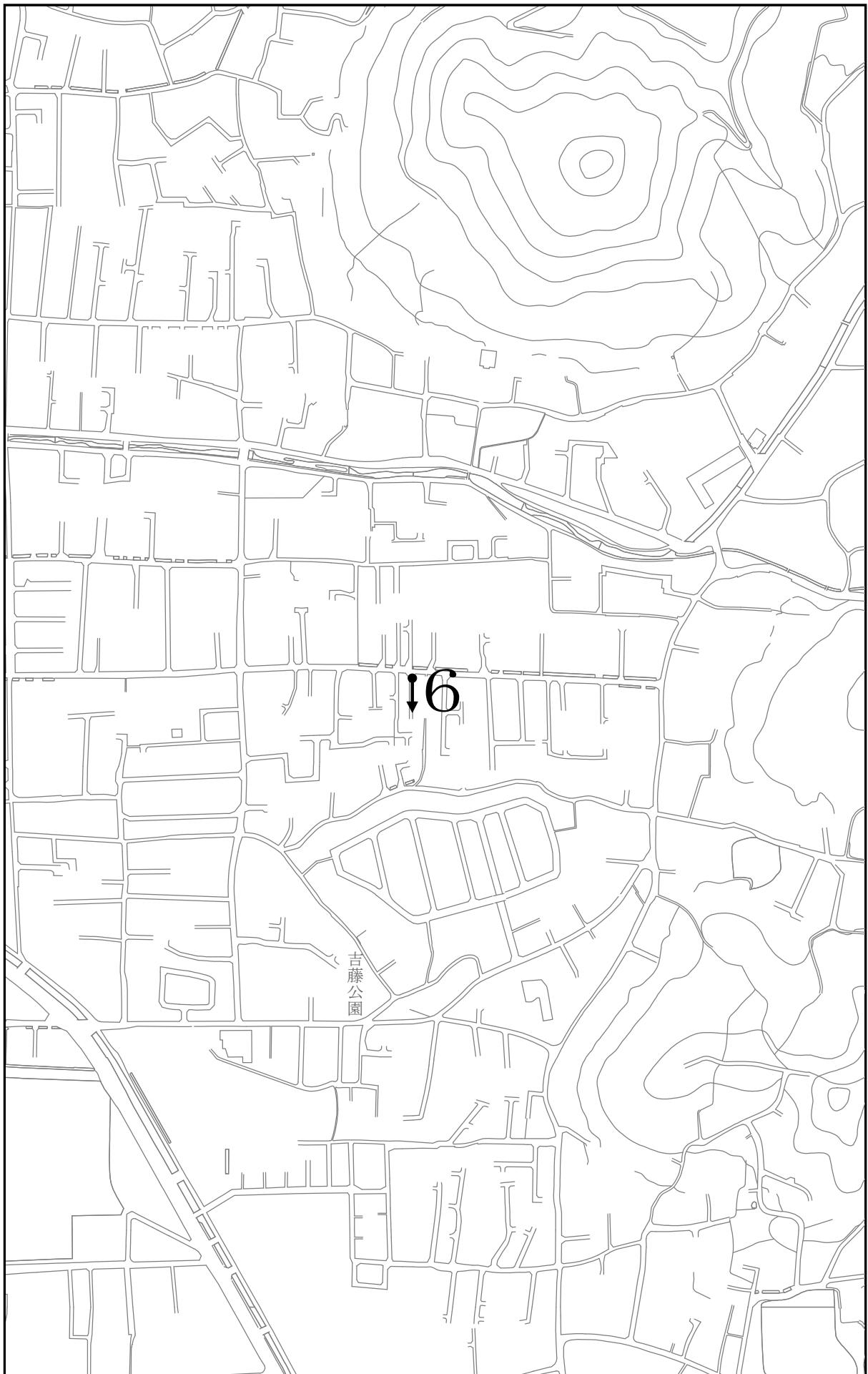


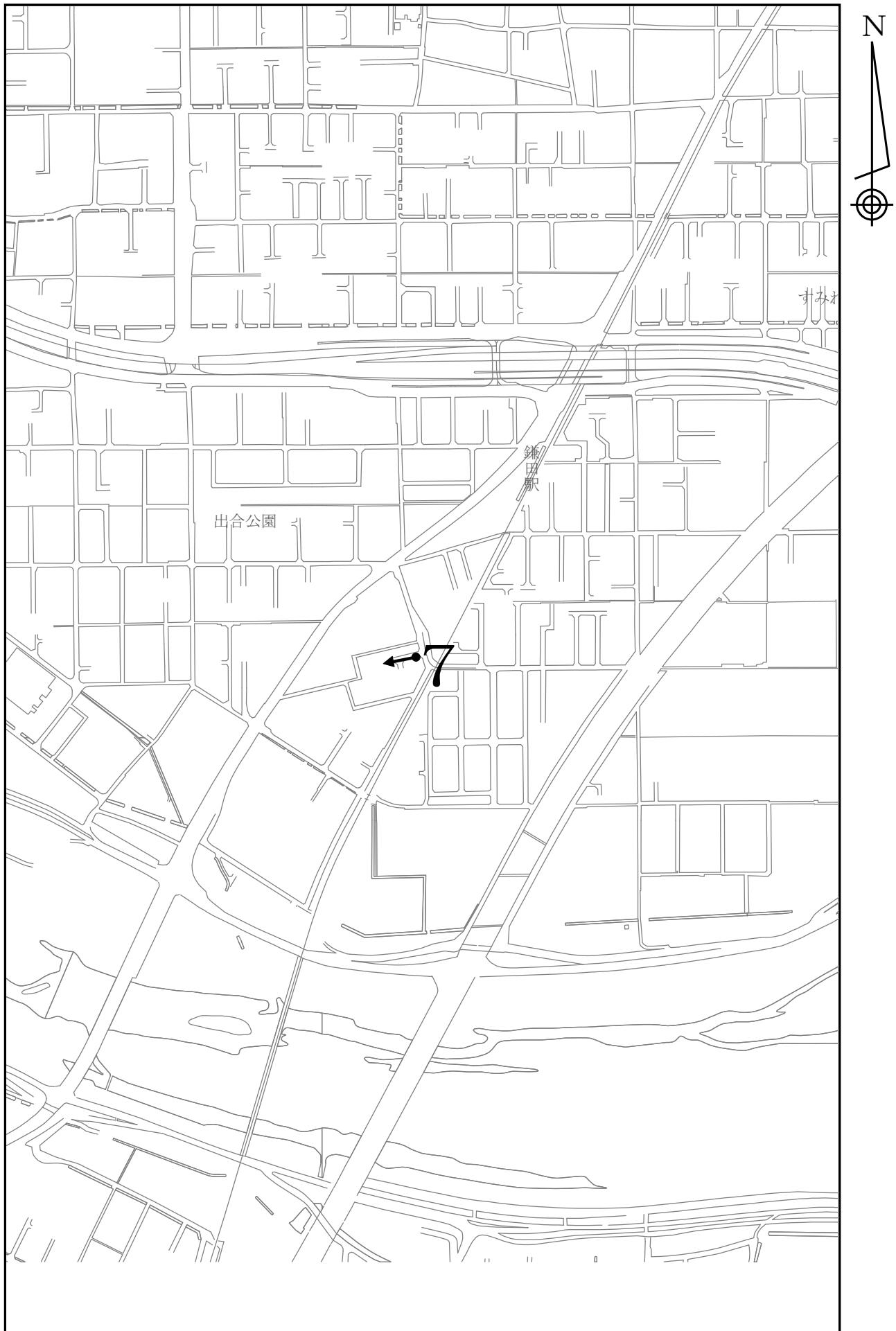


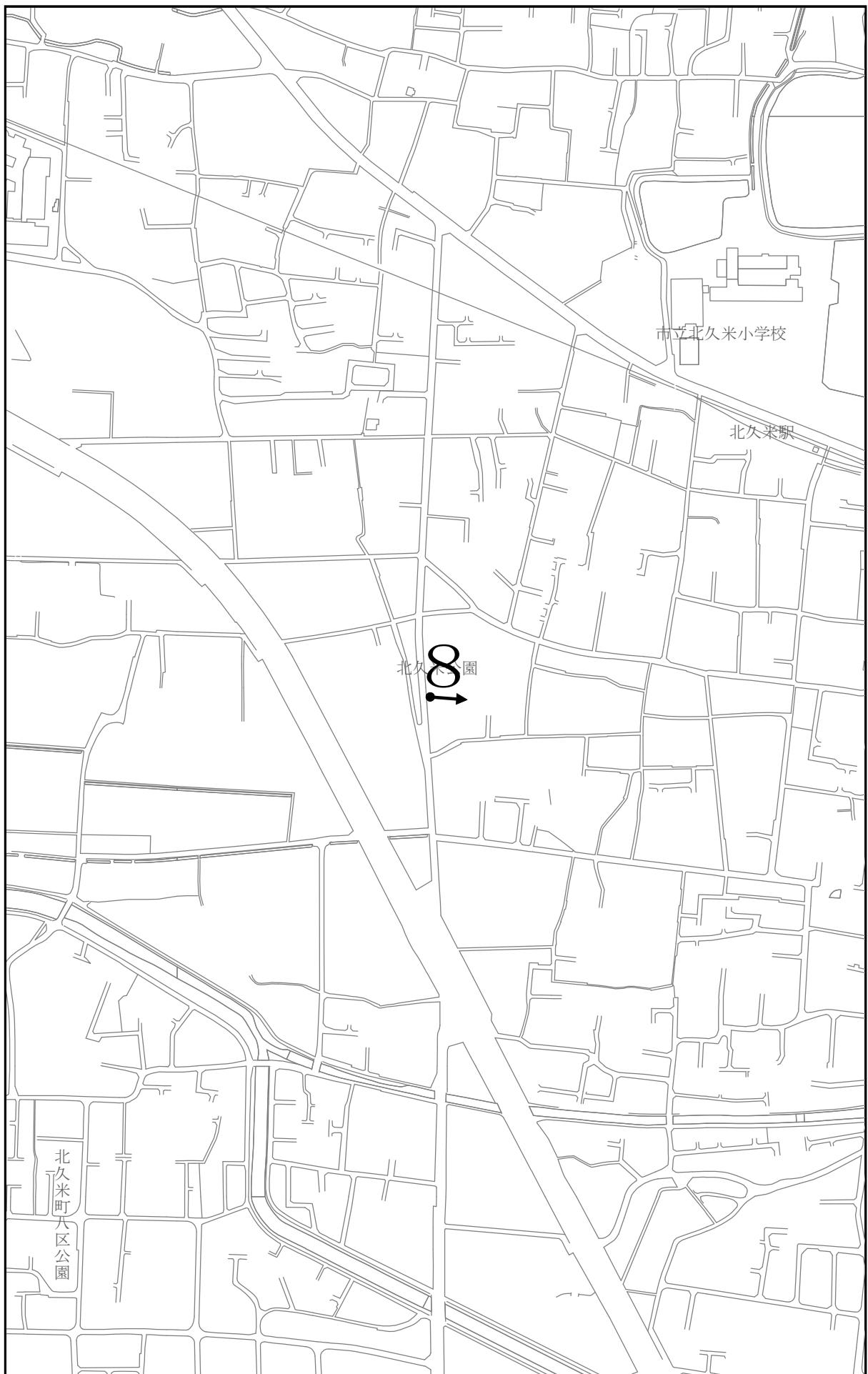


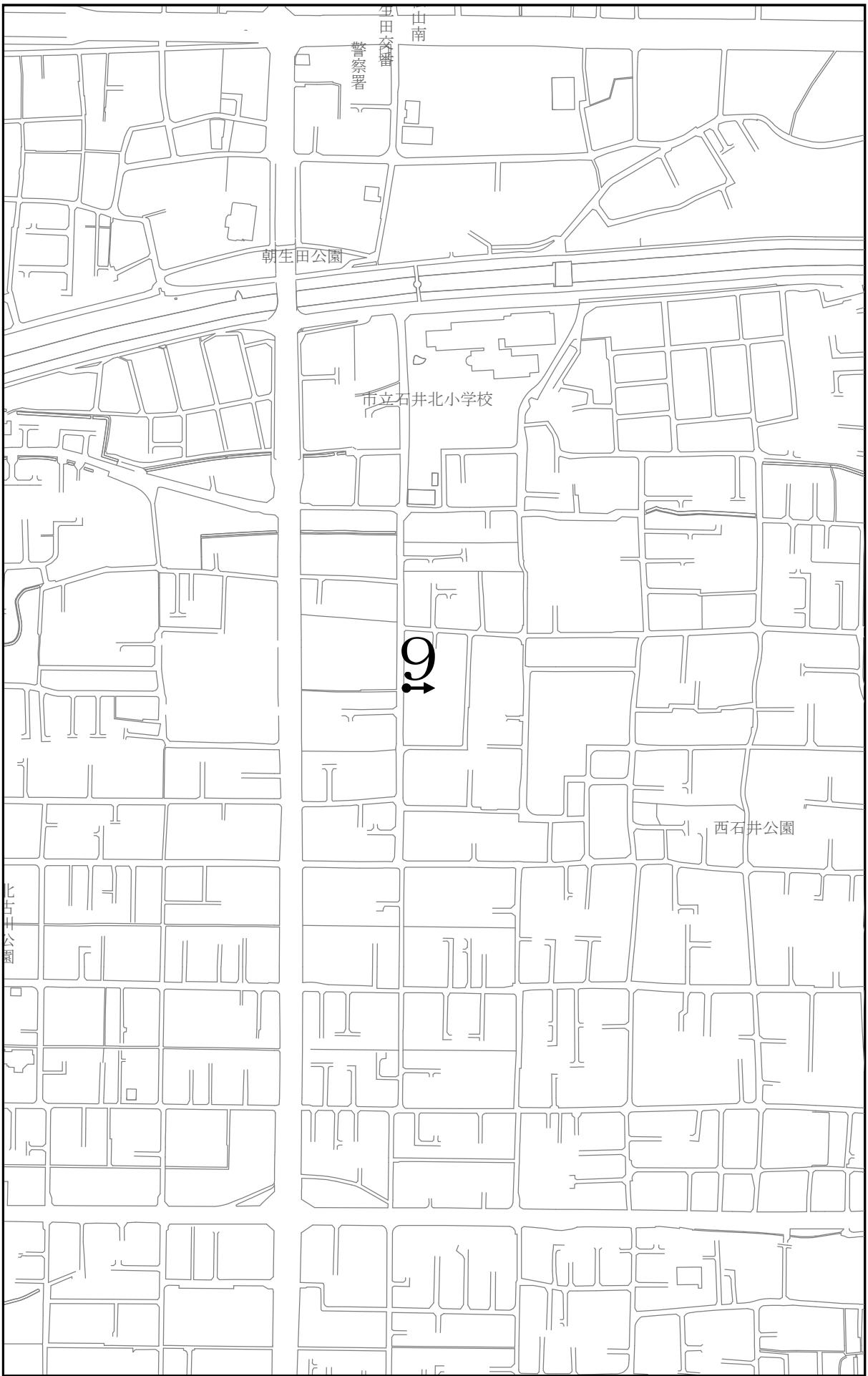
16

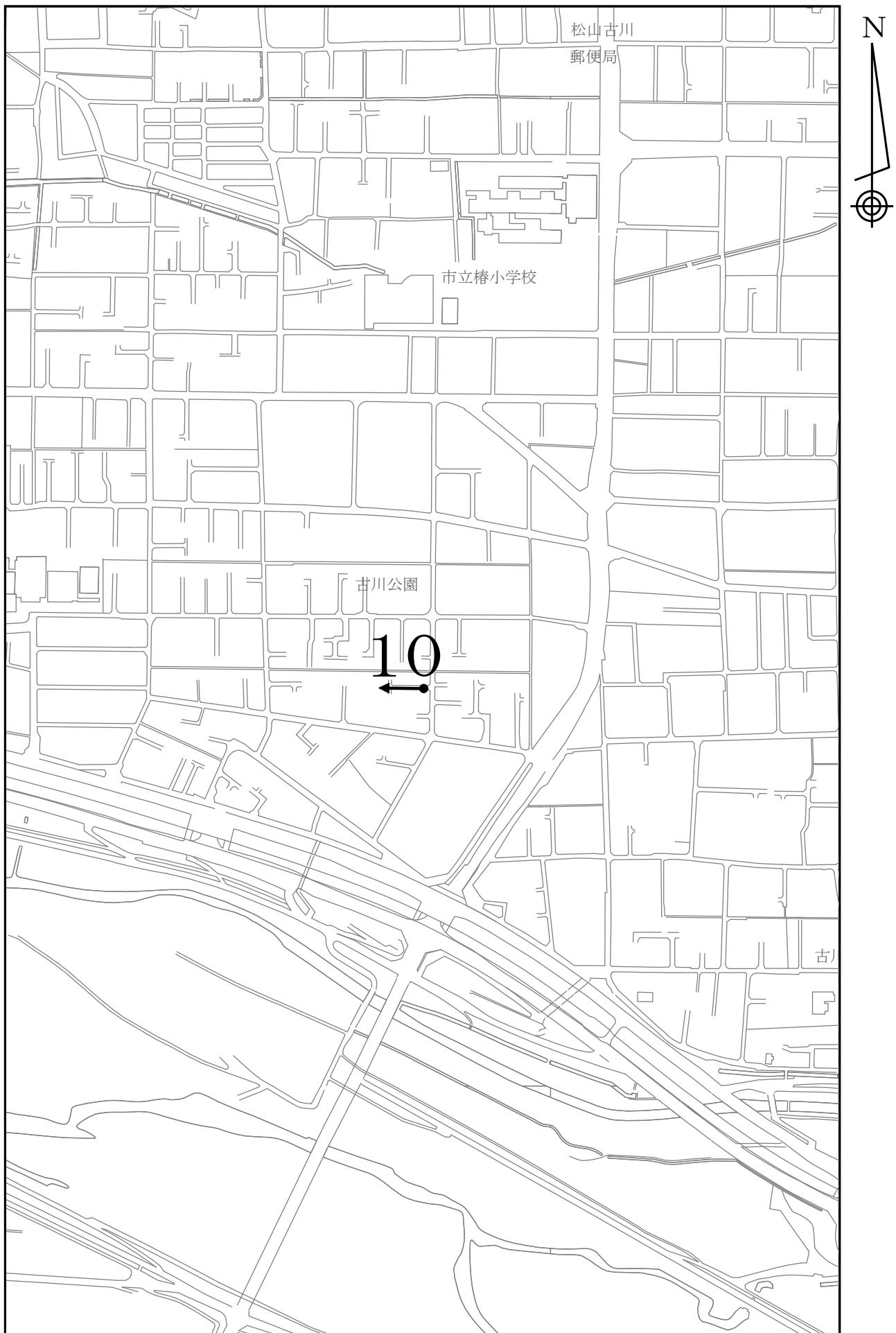
吉藤公園

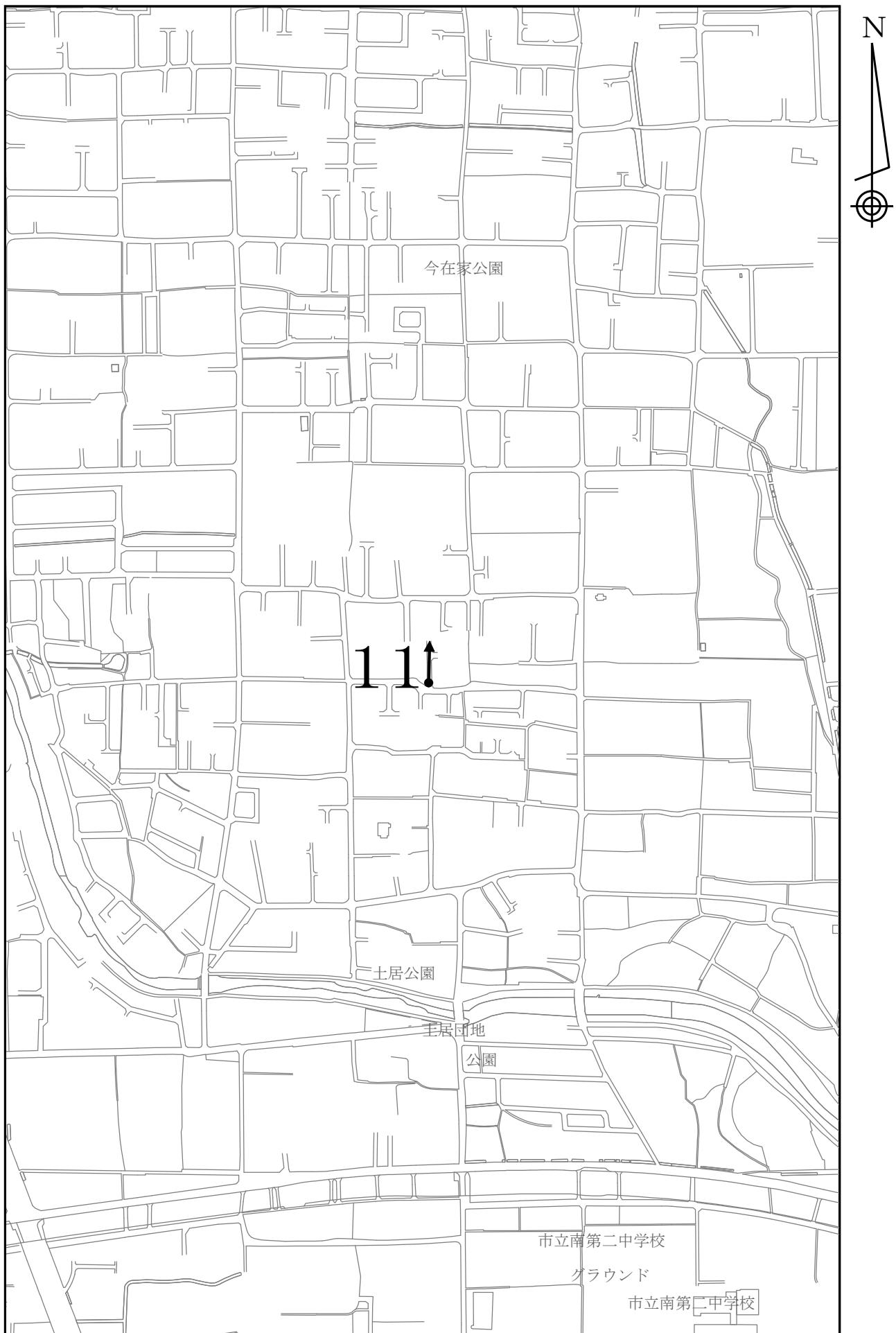


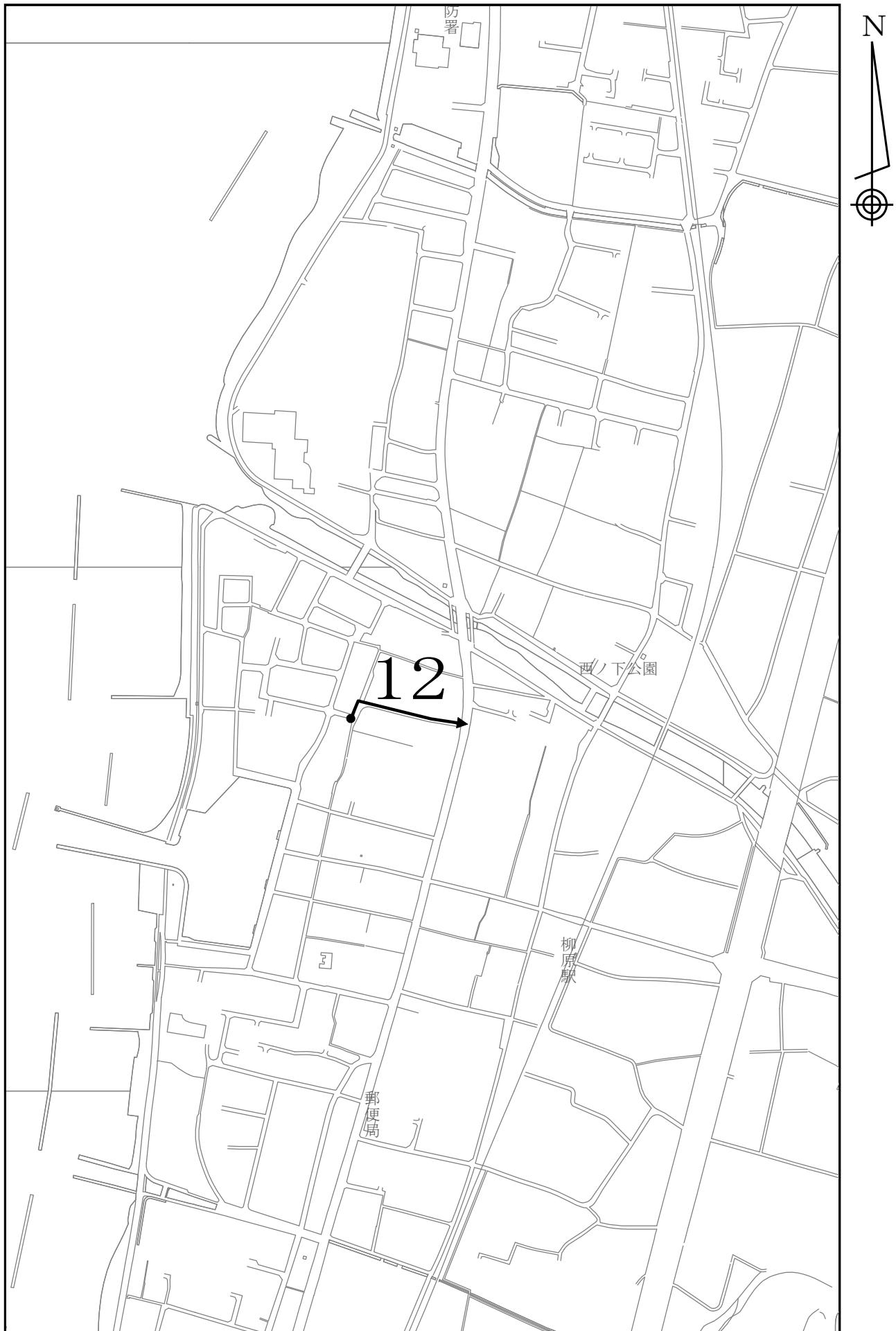












図面番号	路線名	起 点	終 点	敷地の幅員 m	延長 m
1	市道 新玉 1 0 0 号線	松山市 三番町八丁目 328番14地先	松山市 三番町八丁目 351番3地先	6.0 ～ 10.2	108.7
2	市道 新玉 1 0 1 号線	松山市 千舟町八丁目 132番4地先	松山市 三番町八丁目 351番13地先	6.0 ～ 10.3	102.6
3	市道 味酒 1 4 5 号線	松山市 辻町 396番7地先	松山市 辻町 400番1地先	6.0 ～ 10.2	28.1
4	市道 桑原 3 0 7 号線	松山市 松末二丁目 50番5地先	松山市 松末二丁目 50番7地先	5.3 ～ 9.8	17.0
5	市道 垣生 2 1 9 号線	松山市 東垣生町 404番8地先	松山市 東垣生町 404番10地先	4.3 ～ 8.7	17.1
6	市道 潮見 1 4 6 号線	松山市 吉藤二丁目 401番1地先	松山市 吉藤二丁目 401番5地先	4.3 ～ 8.7	28.0
7	市道 余土 2 7 1 号線	松山市 余戸南四丁目 1734番1地先	松山市 余戸南四丁目 1734番6地先	4.3 ～ 8.7	28.0
8	市道 久米 2 6 9 号線	松山市 北久米町 609番7地先	松山市 北久米町 609番9地先	4.5 ～ 9.0	31.7
9	市道 石井 5 6 0 号線	松山市 古川北一丁目 16番1地先	松山市 古川北一丁目 16番7地先	4.3 ～ 8.7	24.8
10	市道 石井 5 6 1 号線	松山市 古川西三丁目 1103番10地先	松山市 古川西三丁目 1101番8地先	4.3 ～ 8.7	39.7
11	市道 石井 5 6 2 号線	松山市 今在家四丁目 374番15地先	松山市 今在家四丁目 374番5地先	4.3 ～ 8.8	31.3

12	市道 柳原 2 号線	松山市 柳原 471番2地先	松山市 柳原 457番地先	3.1 ～ 8.3	115.8
----	---------------	-------------------	------------------	--------------	-------

令和7年11月28日提出

松山市長 野志克仁

市営土地改良事業（ため池等整備事業（北梅本新池地区））の施行について
市営土地改良事業（ため池等整備事業（北梅本新池地区））を、次の計画概要書に基づき
令和8年度以降に施行する。

記

市営土地改良事業（ため池等整備事業（北梅本新池地区））計画概要書

1. 目的

本地区の重要な用水源として利用されているため池の老朽化により、堤体の浸食、漏水が著しくなっている。万が一、決壊した場合には下流域の人家、事業所、農地、農業用施設、農作物への甚大な被害が予想されることから、ため池を整備し、農業生産の維持、農業経営の安定を図るとともに、地域住民の暮らしの安全を確保することを目的とする。

2. 地区の概要

(1) 地区

北梅本新池地区

(2) 所在地

松山市北梅本町（別紙位置図のとおり）

(3) 地域

本地区では、平坦部の農地では、ため池の用水を利用した水稻を主体とした複合経営が営まれている。また、地区内には、駄場古墳や葉佐池古墳などの多くの史跡が残っている。

(4) 現況

受益面積 4.9ha

主要生産物 水稻

3. 基本計画

農業経営の省力化と合理化及び生産性の向上を図るため、下記のとおり計画する。

(1) 事業概要

ため池改修 n = 1 池 (H = 7.8 m L = 42.0 m)

(2) 事業費の概算

ア 内 訳 (単位 : 千円)

科 目	金 額
工 事 費	83,400
測 量 試 験 費	24,000
用 地 費 及 び 補 償 費	2,600
工 事 雜 費	—
事 務 費	1,100
合 計	111,100

イ 負担区分 (単位 : 千円)

科 目	金 額
国 庫 補 助 金	60,500
県 費	16,500
市 費	34,100
地 元	—
合 計	111,100

4. 効 果

ため池の決壊による災害を未然に防止するとともに、維持管理労力の節減が可能である。

5. 施行方法

直 嘗

(提案理由)

市営土地改良事業を施行することにつき、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

土地改良法（抄）

（土地改良事業の開始）

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

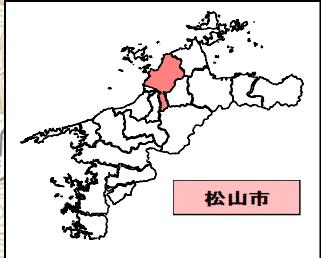
2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにおける全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合における全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の三分の二（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の三分の二）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

市営土地改良事業（ため池等整備事業（北梅本新池地区））位置図

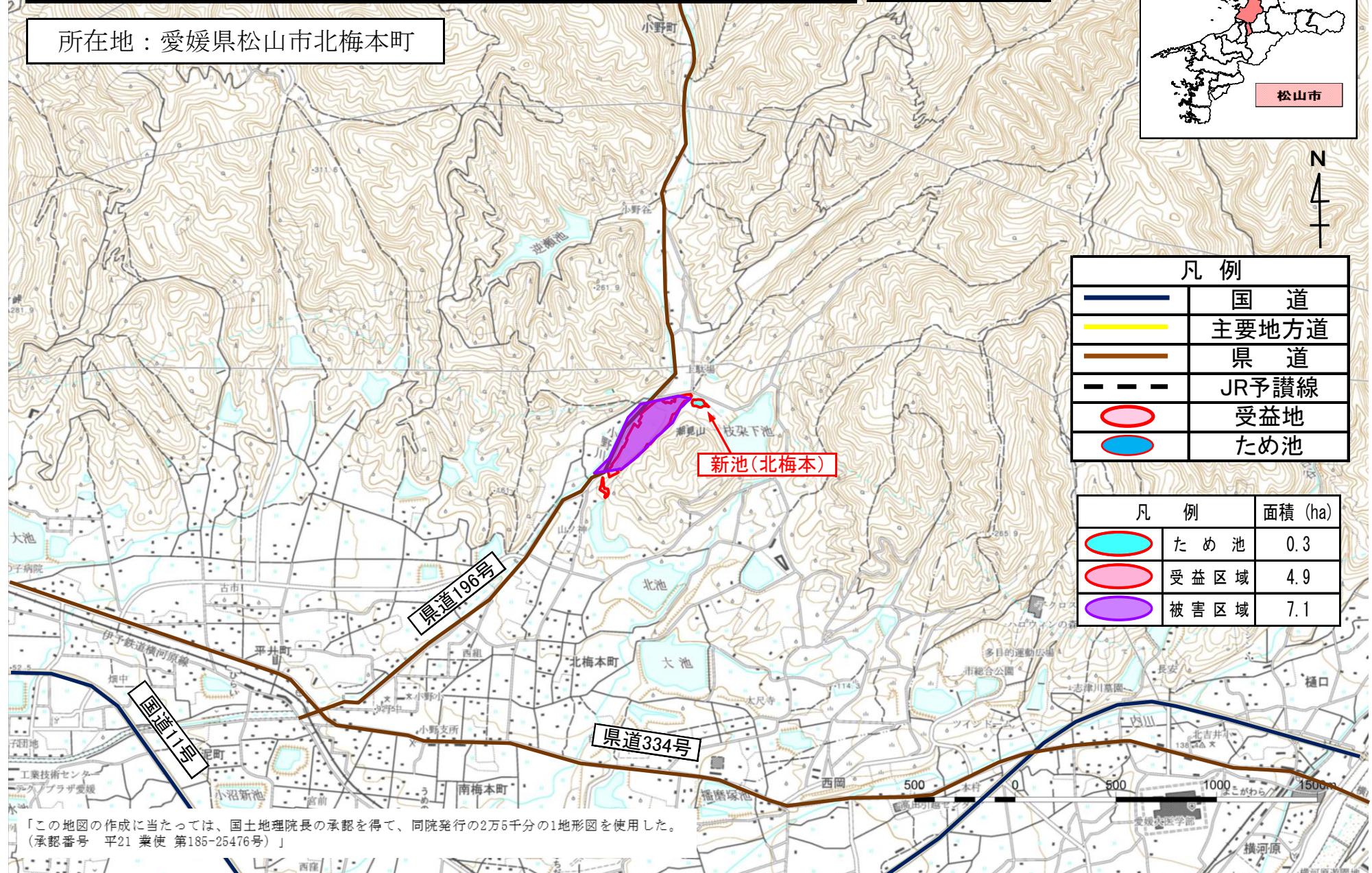
S=25,000

所在地：愛媛県松山市北梅本町

県内位置図



N
4
+



議案第128号

令和7年11月28日提出

松山市長 野志克仁

市営土地改良事業（ため池等整備事業（久谷倉谷地区））の施行について
市営土地改良事業（ため池等整備事業（久谷倉谷地区））を、次の計画概要書に基づき令和8年度以降に施行する。

記

市営土地改良事業（ため池等整備事業（久谷倉谷地区））計画概要書

1. 目的

本地区の重要な用水源として利用されているため池の老朽化により、堤体の浸食、漏水が著しくなっている。万が一、決壊した場合には下流域の人家、事業所、農地、農業用施設、農作物への甚大な被害が予想されることから、ため池を整備し、農業生産の維持、農業経営の安定を図るとともに、地域住民の暮らしの安全を確保することを目的とする。

2. 地区の概要

(1) 地区

久谷倉谷地区

(2) 所在地

松山市久谷町（別紙位置図のとおり）

(3) 地域

本地区では、水稻のほか小規模ながらもタマネギ等、野菜栽培に取り組むといった経営の複合化がみられる。また、河川の谷が深いため河川取水が限られており、取水をため池に頼っている農地も多い。

(4) 現況

受益面積 2.7ha

主要生産物 水稻

3. 基本計画

農業経営の省力化と合理化及び生産性の向上を図るため、下記のとおり計画する。

(1) 事業概要

ため池改修 n = 1 池 (H = 7.2 m L = 46.7 m)

(2) 事業費の概算

ア 内 訳 (単位 : 千円)

科 目	金 額
工 事 費	110,900
測 量 試 験 費	26,000
用 地 費 及 び 補 償 費	3,100
工 事 雜 費	—
事 務 費	1,400
合 計	141,400

イ 負担区分 (単位 : 千円)

科 目	金 額
国 庫 補 助 金	77,000
県 費	21,000
市 費	43,400
地 元	—
合 計	141,400

4. 効 果

ため池の決壊による災害を未然に防止するとともに、維持管理労力の節減が可能である。

5. 施行方法

直 嘗

(提案理由)

市営土地改良事業を施行することにつき、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

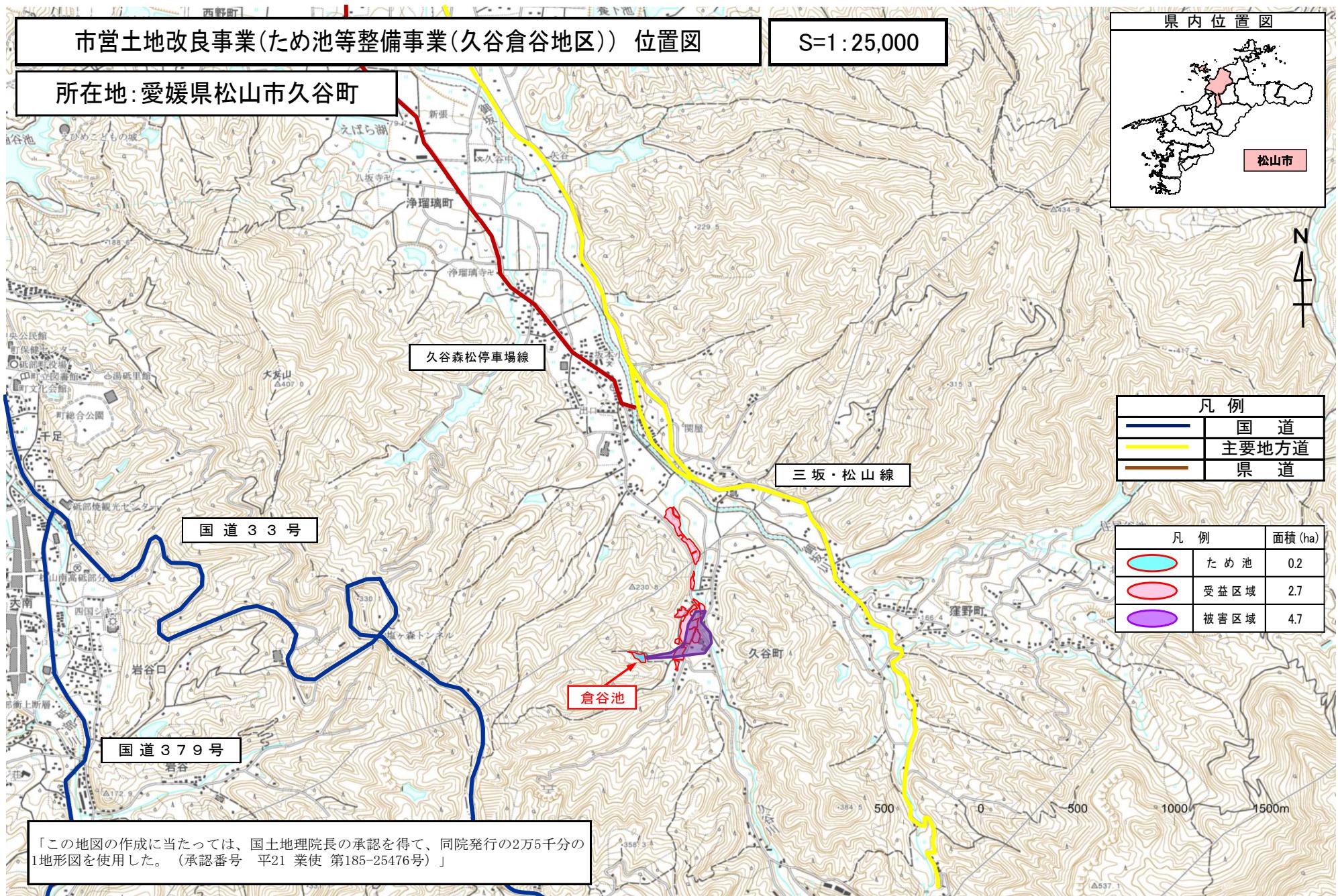
(参 照)

土地改良法（抄）

（土地改良事業の開始）

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにおける全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合における全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の三分の二（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の三分の二）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。



令和7年11月28日提出

松山市長 野志克仁

市営土地改良事業（ため池等整備事業（谷町大谷地区））の施行について

市営土地改良事業（ため池等整備事業（谷町大谷地区））を、次の計画概要書に基づき令和8年度以降に施行する。

記

市営土地改良事業（ため池等整備事業（谷町大谷地区））計画概要書

1. 目的

本地区の重要な用水源として利用されているため池の老朽化により、堤体の浸食、漏水が著しくなっている。万が一、決壊した場合には下流域の人家、事業所、農地、農業用施設、農作物への甚大な被害が予想されることから、ため池を整備し、農業生産の維持、農業経営の安定を図るとともに、地域住民の暮らしの安全を確保することを目的とする。

2. 地区の概要

(1) 地区

谷町大谷地区

(2) 所在地

松山市谷町（別紙位置図のとおり）

(3) 地域

本地区では、傾斜地を活かした柑橘類の果樹栽培が盛んに行われており、近隣には潮見山がそびえ立ち、ため池の下流を吉藤川が流れている。また、地区内には潮見城跡や刀塚など多くの史跡が残っている。

(4) 現況

受益面積 2.3ha

主要生産物 柑橘類

3. 基本計画

農業経営の省力化と合理化及び生産性の向上を図るため、下記のとおり計画する。

(1) 事業概要

ため池改修 n = 1 池 (H = 3.9 m L = 41.4 m)

(2) 事業費の概算

ア 内 訳 (単位 : 千円)

科 目	金 額
工 事 費	82,500
測 量 試 験 費	22,000
用 地 費 及 び 補 償 費	5,500
工 事 雜 費	—
事 務 費	1,100
合 計	111,100

イ 負担区分 (単位 : 千円)

科 目	金 額
国 庫 補 助 金	60,500
県 費	16,500
市 費	34,100
地 元	—
合 計	111,100

4. 効 果

ため池の決壊による災害を未然に防止するとともに、維持管理労力の節減が可能である。

5. 施行方法

直 嘗

(提案理由)

市営土地改良事業を施行することにつき、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

土地改良法（抄）

（土地改良事業の開始）

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにおける全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合における全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の三分の二（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の三分の二）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

